

SAWAYAKA
さわやか

米どころ越後平野の象徴であったハサ木、かつてはここに連立していたが、時の流れと共に無くなりました。

現役のハサ木は秋季の役目を終え、北陸の厳しい風雪に曝され春までじっと耐え忍ぶ姿が意地らしい。



「越後蒲原冬景」

特集

農業まっしぐら!新規就農者です!!(第二弾)・・・p2～p3

農業委員視察研修 p 4～5

農地調整部会・農政推進部会・情報活動部会の活動報告 p 6

農業委員会等に関する法律の一部改正について等 p 7

おれらの組織紹介「(農)二王子」・INFORMATION・編集後記 p 8

2016.

2 月号

特集

農業まっしぐら！ 新規就農者です！！(第二弾)

夏号に続いて、若い新規就農者のご紹介です。露地野菜の栽培に悪戦苦闘しながら、「農業まっしぐら」で頑張っています。それでは、二名の方の現在に至るまでの奮闘ぶりをご覧ください。

「ネギ」で一人前の農家に！ 小川 光之(35歳)(新潟市から通作)

平成二十七年度より新規就農し、現在50坪の畑に「ネギ」を栽培しています。茨城県出身で、実家は非農家です。山に登ったり、海に行ったり、アウトドアが大好きで仕事もそうだった事に開わりたいたと常々考えておりました。新潟県は父の出身地であり、大自然に囲まれたこの地で農業したいという思いが強くなり、今日に至りました。

新潟に来て四年間は法人等で働き、昨年一年間、紫雲寺地区の先進農家さんの元で研修させて頂きました。農作物の栽培方法だけでなく、農家になるための心構え、地元の農家さん達との付き合い方など多くの事を教えて頂き大変お世話になりました。就農の準備の際には、農地等の関係で難しい局面も迎えましたが、出会う方々皆様も助けて頂き、無事に乗り越える事ができました。決して、自分一人の力だけでは、農家になることは

出来ないと感じました。

念願であった農家になり、これからは、「ネギ」をベースにどうやって経営を成り立たせていくかが課題です。去年一年間を振り返ってみても、本当に多くの可能性があると感じる事ができ、前向きに農業をするきっかけを得る事ができました。

時にはくじけそうになる事もありますが、紫雲寺で出会った仲間、先輩方々、いつも温かく見守ってくれる地元の農家の皆様を見習って、一日でも早く一人前になれるよう精進していきたいと思えます。



(ネギ畑)



“ゼロ”からの野菜挑戦!! 大沼 智(27歳)(金塚地区)

僕は、今年から新規就農者として非農家から農業を始めました。紫雲寺地区など約1畝の畑でネギ・ブロッコリー・アスパラガスなどの野菜で生計を立てています。元々農業と関わる仕事をしていて、「六十歳を過ぎたおじいちゃん達が出来たら俺でも出来るんじゃないか?!」という考えと、「地元地域の農家の助けになれば。」という思いでスタートしました。

「よしーせば、農業やっかー」とヤル気になったのはいいけれど、どうやって始めればいいのか解らない。土地も機械もない。ちなみに彼女もいない。

とりあえず、県農業振興局に聞いたら、「厳しいですね。」の一言。なら農協に！「無理だと思う。」と言われ…。そしたら役所に！「農協に聞いて下さい！」なんだそれは…?

どうせばいいんだ…と三年くらい就農出来ないでいましたが、地元金塚の農業委員の方が相談にのってくれ、いくつもの生産組合の方々からバックアップを受け、就農することが出来ました。

農業委員の方に相談してからは、土地も借りる事が出来、農協からも色々とお助けしてもらいました。

本当に農業をやりたいという事を示し頑張っていれば農家のみんなが助けてくれる。みんな見てくれているんだと実感しました。みんな本当に温かく、時に厳しく指導してくれて、なんていい人達なんだと感動しました。なので僕も困ってる農家がいたら助けられるような人間になろうと決めました。

農業で生きて行くのは、すごく大変な事だと思えます。しかし、自分がやってみて、どんな職業よりもやりがいがあると確信しました。農業を始めたい！という人がいたら、是非相談してみたいと思います。僕は、土地も何もなかったですが、今誰よりも楽しく自由に農業していますよ。年老いて死ぬ時まで楽しかったと思えるように生きたいと思います。

最後に、どこかで僕の野菜が売っていたら、是非買って下さい。(笑)



(ブロッコリー畑)





(金沢市農業センター「加賀野菜」栽培ハウスにて)

化し、その保存と生産振興に努めていることに感銘しました。生産する農産物に「ものがたり」を感じる！そんな食文化が金沢の地に継承されていました。

翌日は、富山県の「JAとなみ野」を訪れ、水田営農を中心とした大規模・組織化した経営体の

多くが近年の米価下落等により経営に不安を抱く現状から、たまねぎ栽培を選定導入した経緯を研修しました。導入にあたりJAが、農家の初期投資と労力を軽減することにより、生産に専念できる体制整備に、機械装備と集荷保存出荷施設に二十五億円もの投資を行い、所得の向上を目指し、作付百畝を目標に平成二十年秋から栽培を開始しました。導入二～三年目に収量が激減し撤退の危機にある中、JA職員自ら先進地に一ヶ月住み込みで研修し、作付内容（排水対策苗作り等）を見直すなどの努力の結果、本年

『視察研修 石川県金沢市、富山県砺波市』

農業委員 視察研修に 参加して



去る十一月十八～十九日に先進地視察研修を実施し、新発田市とゆかり深く、北陸新幹線の開業で賑わい溢れる石川県金沢市と富山県砺波市を訪れました。

最初の訪問先「金沢市農業委員会」では、農業委員会活動の概要をご説明いただき、出向く委員会活動としてJA農業まつりにおいて、農地相談会を開設し、毎回十件ほどの相談を受けている事例や、農地の状況については、集積率が進まない・担い手の確保が難しい・企業の新規参入がみられるが採算面から撤退する事例問題などを伺いました。

は作付八十三畝、出荷量約2千8百トンを確認しています。農家の所得向上に大きな功績をあげていることに深く感動しました。

この度の視察研修は、北陸地域で抱える農業情勢や営農に共通した課題を再認識し、課題解決に向け、地域の特徴を活かした取組が大きな成果に繋がることを実感しました。

今後の委員活動に役立てていきたいと思えます。

(相沢委員)



(金沢市農業センターにて職員の説明)

続いて「金沢市農業センター」に移動、この施設は都市型農業の振興と産地づくりを目的に開設された施設です。伝統文化が継承される金沢の地で古くから栽培されている野菜、「加賀れんこん」・「金時草」など十五品目を加賀野菜としてブランド



(砺波市JAとなみ野にて職員の説明)



「各部会活動報告」

農地調整部会

鹿島部会長

今年度も農地制度の適正な執行のため、遊休農地（耕作放棄地）の防止・解消や、無断転用並びに農地の適正な利用状況の監視、指導を主に活動しています。

八月には各担当地区十一班に分かれ、市農水振興課の職員、農業委員会事務局とともに農地パトロールを実施しました。また、十一月にも各自担当地区の利用状況調査を追加実施し、遊休農地や無断転用地、新規取得地の不適切な管理農地の権利者へ、今後の利用方法の確認や指導を行っています。

年々進む高齢化や猿害、条件不利などによる耕作放棄地の発生または解消は、地域全体の問題です。地域の皆さんが話し合い、市及び関係機関と連携して、あらゆる制度（農地中間管理機構など）を活用し地域の農地を有効に利用し守っていきます。

農政推進部会

近藤部会長

TPPは十二カ国で大筋合意を受け、政府も平成二十八年途中で諸々の政策対策を打ち出すと聞こえて来ます。農家の納得出来る様な、そして「生き甲斐」「やる気」が出る政策を期待します。地域の担い手をはじめ、農業をやる気のある方々を各関係団体と精一杯ご支援申し上げます。

「委員の研修及び視察研修の企画、立案」

十一月に金沢市・砺波市に視察研修させていただきました。金沢市農業委員会では遊休農地対策について、砺波市内のとなみ野農協では玉ねぎ栽培の研修をしました。平成二十一年に8畝の栽培面積が、平成二十七年に83畝と驚異的な伸びです。農協が農作業機の導入、共選・乾燥・出荷をし、すべて農協で責任を持って販売しており、これからの複合経営の見本かと思

ました。

「農業者等との意見交換会」

今年度で五回目の開催を二月下旬に予定しております。有意義な意見交換会になるものと思っております。

「農業者年金加入推進及び研修会の開催」

加治川庁舎で年一回、県農業会議から講師を招き農業者年金の講習会を行い、さらに新潟市内で二回程度開催される農業会議主催の講習会に出席しています。聞けば聞く程すばらしい年金で年二〜三回、農業委員全員で各農業者へ加入推進しています。今度は貴方様のお宅に地区担当者がお邪魔しますので、その時はよろしくお願い致します。

「情報活動部会」

藤間部会長

農業委員会広報誌「さわやか」は、情報活動部会が取材、編集、発行しています。

十名の精鋭委員がそれぞれの担当地区の取材や課題の記事を執筆し、掲載しています。

二月と八月の年二回の発行ですが、部会以外の委員にも寄稿をお願いし、全委員の記事掲載を目指しています。また、全国農業新聞へも地域の話題や農業情勢などを投稿しています。

平成二十七年度は、農家生まれでない男女やUターン・Iターン若い人が熱い思いを秘め、新たに農業を志した「新規就農者」の方々を対象に特集として取り上げてみました。

今後とも、新発田市の農業に新風を吹き込んでくれる意欲的な就農者の話題や新しい情報を発信し、皆様に愛読される広報誌にしたいと部会員一同、一生懸命です。



農業委員会等に関する法律の一部改正により、 仕組みが変わります。

「農業委員会等に関する法律」の一部を改正する法律が平成27年9月4日に公布され、平成28年4月1日から施行されます。主な改正点は、下記のとおりです。

なお、毎年行われていた農業委員会選挙人名簿登載申請書の手続きが今回の改正により、不要になりました。

① 農業委員の選出方法の変更

- ・ 公選制（選挙）を廃止し、市長の任命制により議会の同意を得て任命します。
- ・ 選出方法について市長は、農業者などに候補者の推薦を求めるとともに委員になろうとする者の募集を行います。
- ・ 農業委員の過半数は、認定農業者でなければなりません。
- ・ 議会推薦、団体推薦による選任制は、廃止されます。

② 農地利用最適化推進委員の新設

- ・ 農業委員とは別に、各地区に農地利用最適化推進委員を設け、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などの地区における現場活動を行います。
- ・ 農地利用最適化推進委員の委嘱は、農業委員会が行います。

* 法律の施行は平成28年4月1日ですが当市の農業委員の任期は経過措置により平成29年7月19日までとなります。

平成25年の農地法改正により、耕作放棄地対策が強化されました。

農業委員会は、毎年1回農地の利用状況の調査（農地パトロール）を実施し、下記に該当する場合は「遊休農地」と判断しています。

- ・ 1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない場合
- ・ 周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている場合
- ・ 耕作者の相続等を契機に耕作者不在となるおそれがあり、適正な管理が困難と見込まれる場合

「遊休農地」の所有者等には、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するか、誰かに貸し付けるかなど、今後の農地利用の意向を調査しています。また、利用意向調査に回答がない、意向表明のとおり利用の増進を図っていない、又は権利の設定・移転を行わない場合は、農地中間管理機構との協議を勧告することになります。

なお、草刈りや農業機械による耕起だけでは農地としての再生が困難な土地については、農業委員会による非農地判断を行うこともありますので、該当する場合は、地区担当の農業委員又は農業委員会事務局にご相談ください。

まわりの組織紹介

今回は、川東地区大友地内を中心に営農している(農)二王子におじゃましました。
(担当 星野委員)

「地域の農地、農業を守る」を柱に

当組合は、昭和五十七年に地域の担い手として下大友の有志五戸で任意組合(二王子機械利用組合)を設立し、大麦のは種・刈り取り作業受託を手始めに、補助事業で麦用のは種機・コンバインを導入し、更なる経営規模の拡大を図りながら水稻の作業受託・全面受託も始めました。

平成十三年三月には、「後継者の育成と社会保障の充実、地域の農地・地域の農業を守る」と言う、大義名分を掲げ農業生産法人に移行し、社名も「農事組合法人 二王子」と改め、今日に至っております。

現在の経営面積は、70畝(97畝借地)で主食用米46畝、非主食用米22畝、その他(育苗ハウス・調整水田)2畝です。品種構成はコシヒカリ41.6畝、こしいぶき24.3畝、ゆきん子舞2.1畝、育苗ハウスの後利用でメロン・オータムポエム・チンゲン菜・みず菜を作付しています。

他に受託作業も含め育苗3300枚、乾燥調整105畝(施設は農協より借用)を請負っており、水稻プ

ラス施設園芸の経営形態です。従事者は、役員四名と社員二名、季節労働者三名の少数精鋭の組織です。今後の目標としては、優良農地の借入れにより規模拡大を図るとともに、従業員の雇用にも努めていきたいと考えております。



(農)二王子 左上 宮村孝義、渋谷正巳、宮村久和(代表)
左下 宮村正義、遠藤龍哉、星野敬一

編・集・後・記

農家出身で、昨年ノーベル医学・生理学賞を受賞した大村智氏のインタビュー記事より、印象に残った「言葉」を紹介したいと思います。

「地道な作業を繰り返し、作物ができ、家畜が育つ。まさに科学的な営みだ。そういう意味では農業は科学であり、農家は科学者である」。また、農家の方にメッセージを送られています。「幸運は高い志を好む」。ご紹介した若い農業者の方々のご活躍に期待し、少しでも励みや心の支えになればと思います。

(伊藤委員)

INFORMATION

全国農業新聞購読料(3ヶ月分)の口座振替日をお知らせします。

1、2、3月分……平成28年5月10日

4、5、6月分……平成28年8月10日

* 現金納付の方は、口座振替日が納期限日となります。

全国農業新聞を読もう!!

週間 金曜日発行 月700円、年8,400円 (消費税込)

農地(田)の権利移転の手続きは、4月8日(金)までに

田は、作付けが始まりますと、権利の調整が難しくなりますので、原則として4月が売買や貸し借りの権利移転の最終月になります。

田の売買や貸し借りを予定されている方は、早めに農業委員会に書類を提出してください。

畑は、作物の権利調整がついていれば、売買や貸し借りの書類を通年で受け付けています。